

## 中心市街地の活性化について（改訂継続）

### 1. 「中心市街地活性化計画」の策定について

桐生市は「桐生市版・立地適正化計画」により、“コンパクトシティ+ネットワーク”をコンセプトとした街づくりに着手いたしました。

そこで、次のフェーズとして、早急にその計画の核となる「中心市街地活性化計画」を策定する必要があると考えます。

ここ数年来、桐生市と桐生商工会議所・商業部会、桐生商店連盟協同組合の三者間で、「中心市街地活性化計画」の策定を視野に入れた協議を進めておりますが、難航している状況です。まずは、より具体的な計画実現に向けての青写真を描く「中心市街地活性化協議会」の設置をしていただきますよう要望いたします。

桐生市は、特に中心市街地は、人口減少、高齢化が著しく、このままでは衰退の一途を辿ってしまいます。今や一時の猶予も許されません。

### 2. 行政機能のまちなか移転について

現在、市庁舎建て替えの計画が進んでいるようですが、現在地での建て替えでは何の経済効果も生まれません。そこで、中心商店街へ行政機能の一部移転（分庁）をすることで、交流人口を増やし活性化に結び付ける方策を検討していただきたいと思っております。特に観光に係る部署、商業振興に関する部署など、本庁舎にあるよりもむしろ街中であつた方がメリットもあると思っておりますので、ご検討いただきたく要望いたします。

### 3. 空き家等の有効活用について

桐生市の活性化にとって中心市街地の定住人口の増加は不可欠であります。

空き家を有効活用する事により、中心市街地への定住人口の増加を促したいと考えます。

一つ目には空き家をリフォーム、リノベーションする事により店舗への転用、シェアハウス・グループホーム等・賃貸住宅への転用です。

二つ目にはリフォームした後、移住者用に転売する事であります。（一部の地域に於いては行政が間に入り、他市からの定住移住者の入居に相当の成果を得ています）

これらの実現には当然、行政の積極的な関わり合いと助成金等の支給を含む具体的な行動が要求されるが、少子化により新規住宅への需要が低下する現在、空き家の有効活用はより効果的な定住人口の増加に資する事に成るであろうと思っております。

### 4. コインパーキングの設置（復活）について

本町通りの商店にとって、駐車場が不足していることが大きな問題になっています。

各商店街ごとに駐車場を設置し運営しているものの、やはり個店からの距離が遠いと利用者も限られてしまいます。

そこで、以前あつたようなコインパーキングを設置するなど道路の片側に駐車できるスペースを確保することで、できるだけ店舗の近くに停車できるようにすれば、商店街の利用者も増えると思われれます。

高齢者ドライバーにとっては、特に目的の店舗近くに駐車したいという希望も多く、高齢

者に優しい商店街、街という意味でもぜひご検討していただきたく、要望いたします。

## 5. 商店街の街灯（アーケード照明）の電気代について

街灯費は、商店街各店の負担によって賄われています。ところが、年々商店数が減少する中、個店の負担は反比例して増えています。このままでは街灯を点灯することすら難しくなっています。

街灯は通りを照らし、防犯安全も目的としていることから、公共性の高いものでもあります。全額商店街の負担ではなく、一部の補助を行政にもお願いしたいと思います。

また、現在の照明器具をLED化する際の、工事費の一部を負担する制度の検討も同時にお願いいたしたく、要望いたします。

## 桐生市からの回答

### 1 について

「中心市街地活性化計画」の策定につきましては、平成30年6月4日付で貴所並びに商店連盟協同組合の連名により「桐生市中心市街地活性化基本計画の策定並びに中心市街地活性化協議会組織化に向けて」として御要望をいただき事務レベルでの協議を継続した後、令和元年12月25日に貴所、商店連盟協同組合、桐生市の三者による「桐生市中心市街地活性化に向けた情報交換会」が開催されました。さらに、令和2年2月4日には、桐生市で開催された群馬県商店街振興組合連合会の研修会において、株式会社飯田まちづくりカンパニーより講師をお招きし、「飯田市中心市街地再生への取り組み」について、お話をいただきました。また、令和2年3月16日には中心市街地である本町五丁目の群馬銀行桐生支店の敷地内に桐生市観光情報センター「シルクル桐生」がオープンし、公民連携による観光まちづくりの拠点としての役割が期待されております。

中心市街地活性化協議会の設置につきましては、事業者や民間団体の自発的な取り組みや機運の醸成も必要となります。今後も、前述の情報交換会を継続して開催していく方向性が確認されており、「桐生市第六次総合計画」及び「第2期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえるなかで、積極的に協議を行ってまいります。

[回答担当] 産業経済部商工振興課商業金融担当

### 2 について

令和2年6月に改訂した庁舎整備基本方針においても、「庁舎の建設場所及び規模等について」の「新庁舎の規模」の中で、分庁方式の導入として「将来の人口規模を見据え適正規模の庁舎とする必要があるため、市民の利便性を考慮しながら庁内組織の一部について、既存の市有施設や民間施設への移転を検討する」としています。

本庁舎のどの部署が分庁移転するのか、また、その移転先についてもこれから検討する内容となりますので、貴所の御意見を参考に、今後、庁舎建設基本計画を策定する中で検討してまいります。

[回答担当] 総務部総務課庁舎建設準備室庁舎建設準備担当

行政機能のまちなか移転、特に観光や商業振興に関する部署をまちなかへ、という御要望ですが、観光業務については本町五丁目の群馬銀行桐生支店敷地内に、観光案内や物産販売等機能を持った施設「桐生市観光情報センター」を、令和2年3月16日にオープンいたしました。本施設には桐生市の職員が常駐しており、観光案内や物産に関する情報をすぐに御案内できる体制となっており、まちなかでの観光に関する情報収集や発信を行っています。今後は民間の方と連携したイベント開催などを予定しており、まちなかのにぎわい創出を図ってまいりたいと考えております。

また、行政機能のまちなか移転につきましては、観光・商業振興に関する部署だけではなく、子育てに関する部署も「子どもすこやか部」として、保健福祉会館へ移転しております。

[回答担当] 産業経済部観光交流課観光振興担当  
総務部総務課庶務担当

### 3について

空き家のリフォーム等による店舗への転用、賃貸住宅への転用につきましては、現在、空き家・空き地バンクという制度があり、家・土地を求めている方が気に入った物件を購入し、補助制度を活用しながら、それぞれの目的に合わせた活用を図っております。

また、リフォーム後の移住者への転売につきましては、現在、「きりゅう暮らし応援事業」として空き家利活用助成を行っております。桐生市に空き家を活用して移住される方や桐生市在住の方も利用可能であり、移住・定住に対しての後押しになっていると考えております。

今後もこれらの制度を活用しながら、移住・定住につながるよう努めてまいりたいと考えております。

[回答担当] 都市整備部定住促進室定住促進係

### 4について

昭和55年に設置されたパーキングメーターにつきましては、その後の稼働率の低下とパーキングメーターの更新時期などの関係もあり廃止されました。こうした経緯や自転車通行レーンの表示を進めていることなどから、パーキングメーターの復活はなかなか困難なものと考えられます。

高齢者の方の移動手段の確保などにつきましては、研究・検討してまいりたいと考えております。

[回答担当] 産業経済部商工振興課商業金融担当

### 5について

防犯灯の意味合いもある「商店街の街灯」の重要性は十分認識しております。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各商店街振興組合の運営は大変厳しいものと考えており、令和2年桐生市議会第2回定例会の補正予算において、「桐生市新型コロナウイルス対策商店街応援事業補助金」を創設いたしました。この補

助金の補助対象経費の中に、商店街団体等が所有する街路灯の電気料に係る経費等も含まれておりますので、必要に応じて御活用いただければと存じます。

また、御要望にある「街灯のLED化」については、縣市協調で実施してまいりました「商店街活性化支援事業費補助金」の補助対象にも含まれており、昨年度は、本町六丁目商店街振興組合が当該補助金を活用して、アーケードの改修や照明器具のLED化に取り組みました。この商店街活性化支援事業費補助金は、群馬県としては令和元年度までで事業を廃止しておりますが、今年度も継続案件として本町六丁目商店街振興組合がアーケードの吊下げ看板の改修と看板照明設備のLED化などに取り組みます。

今後も、本市といたしましては、国や県をはじめとする様々な支援制度を活用する中で、支援してまいりたいと考えております。

[回答担当] 産業経済部商工振興課商業金融担当